

## 講義概要

テーマ：環境負荷物質の法規制とグリーン調達

講師：日本精工株式会社 総合環境部 中道治氏

纏め スギムラ化学工業(株) 堀田 千秋

以下の内容に付きご講演頂いた。特に各国の法規制、GHS関連にウェイトを置いて頂いた。

### 1. NSK会社概要：

日本精工株式会社(NSK)は、「産業機械事業(産業機械軸受、精機製品)」、「自動車事業(自動車軸受、自動車部品)」で事業展開する総合軸受メーカーであり、軸受の販売で日本第1位、世界第3位の地位を占めている。現在、世界29ヶ国211拠点で事業展開している。

### 2. 環境負荷物質に関する国際的な取組み：

1992年の地球サミットにおいて、アジェンダ21第19章で「有害化学物質の管理」について示され、更に2002年サミットでは「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」ことが示された。特にEUとの輸出入の多い国から規制強化の傾向がある。

### 3. 欧州指令：

ELV指令、RoHS指令について説明された。来年度には、RoHS指令の管理内容の見直しがある。

### 4. 化学物質に関する各国の法規制：

既存化学物質リストを作成し新規化学物質登録制度を導入する国々がアジアを中心に増加しつつある。新規化学物質の登録のためには化学物質の物性、毒性試験データの取得が必要となり化学、石油系企業にとっては大きな負担となる。化学物質のリスクを管理する欧州REACH規則と同様の法規制を導入しようとする国々も増加しており、製造・輸入量の把握が新たに発生する。

### 5. GHSとその対応：

化学製品(混合物)に対してGHSを導入する国が2015年前後から急増し分類、ラベル表示、SDSが必要となる。危険有害性の分類はその判定基準が各国によって異なり、SDSは化学製品の製造・輸入国の現地語での表示が義務付けられる。GHSへの対応には専門のコンサルタントへ委託せざるを得ない可能性が高く、全国石油工業協同組合、全国工作油剤工業組合会員各社にとっては大きな負担となる。直接の海外生産や製品輸出がなくても顧客からGHSに適合したラベル表示やSDSを要求されることもある。

### 6. NSKグループの管理物質：

NSKグループは1997年から独自に環境負荷物質の管理規程、製品別の管理基準、環境負荷物質リスト及びガイドライン等の環境負荷物質の管理基準を定め、管理を行っている。環境負荷物質リストは日本の化審法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法や、REACH 規制、RoHS指令、ELV指令等欧州の法規制を考慮して作成されている。

### 7. 各業界の環境負荷物質情報の入手方法：

SDS、JAMAシート、MSDSplus等の入手方法がある。

### 8. NSKグループのグリーン調達：

環境負荷物質管理の基本となるグリーン調達は、2001年からグリーン調達基準書を発行し、取引先に対する説明会を実施し、世界中の重点管理取引先に対し、部品—材料情報、購入品の化学組成情報、部品重量情報の提供を要求している。

-以上-